

施策名	目 標5－2自然環境の保全・再生										担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課				
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月		
達成すべき目標	・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進する。 ・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・国立公園の保護と利用の好循環を図るとともに、自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。										政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進				
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）															
測定指標	基準値		目 標 値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠				達成
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度					
1自然再生協議会の数	26	R2年度	30	R7年度	—	—	—	—	—	30	—	生物多様性国家戦略2023-2030において、「自然再生の推進」を掲げており、その数値目標として用いていた指標及びその後の状況を踏まえて設定しているため。				△
					26	27	27	27	—	—	—					
2当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	—	—	100%	毎年度	7地区100%	6地区100%	11地区100%	10地区100%	—	—	—	国立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与するため、測定指標として選定した。なお、目標値は、各国立・国定公園の点検状況及び地域の実情を踏まえ、年度始めに見直しが必要な地区を見直し計画として定め、目標値を設定することとしている。				○
					5地区（71%）	6地区（100%）	11地区（100%）	10地区100%	—	—	—					
3自然再生事業実施計画の策定数	48	R2年度	54	R7年度	—	—	—	—	—	54	—	生物多様性国家戦略2023-2030において、「自然再生の推進」を掲げており、その数値目標として用いていた指標及びその後の状況を踏まえて設定しているため。				○
					48	49	50	54	—	—	—					
測定指標	目 標		目 標 年 度		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠										達成	
4生物多様性の保全に係る各種取組の状況	生物多様性の保全のための必要な取組の推進		—		里地里山等の地域の特性に応じた保全を図るとともに、過去に損なわれた自然の再生、生物多様性保全の先進的・効果的な取組の支援を行うなど、生物多様性の保全のための必要な取組を推進することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。										—	
5保護区の管理状況	保護区の適切な保護・管理		—		原生自然環境保全地域や国内の世界遺産登録地、国立・国定公園地域において、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。										—	

評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	<里地里山> 各地域が里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に取り組む際に活用できるツールとして、地域の活動を支援しており、地域の特性に応じて二次自然を保全・維持管理をするという目標から妥当なものと考えている。一方で、生物多様性増進活動促進法の成立など、生物多様性保全に係るニーズの変化に伴い、引き続き支援内容の検討を継続する必要がある。 <世界自然遺産> 知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、科学的データに基づき、適正な遺産管理が進められ、目標設定に対して施策の方向性は妥当であった。令和3年7月に新規登録された奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、登録時に受けた勧告に対し、令和4年12月に保全状況報告を提出し、適切に対応した。引き続き、世界遺産地域管理計画に基づき、世界遺産地域の科学委員会及び地域連絡会議を継続的に運営するとともに、長期的なモニタリング調査等を実施し、地域関係者と合意形成を図りながら最新の科学的知見に基づく順応的保全管理に努め、世界自然遺産の顕著な普遍的価値を維持する。また、IUCNから指摘されている保全管理の推進や普及啓発等を担う施設の整備を行うほか、老朽化した施設の更新、役目を終えた施設の撤去等を実施し、自然遺産の適正な管理に努める。 <自然再生> 新たな自然再生事業実施計画が策定され、地域の多様な主体による自然再生という目標への取組が進むなど、施策の方向性は妥当なものと考えており、自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置箇所数及び自然再生事業実施計画数の増加に向け、更なる推進を図る必要がある。 <地域支援> 生物多様性保全推進支援事業による、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等への支援実績は着実に増加しており、先進的・効果的な取組を支援し、保全活動の推進に繋げるという目標に向け、施策の方向性は妥当であると考えている。一方で、生物多様性増進活動促進法の成立など、生物多様性保全に係るニーズの変化に伴い、引き続き支援内容の検討を継続する必要がある。 <国立・国定公園等> ・国立・国定公園の見直しについては、概ね計画どおり実施されており、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行うという目標を踏まえ、施策の方向性は妥当であると考えている。引き続き着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う必要がある。 ・沖合の海底の保全のための新たな海洋保護区制度である沖合海底自然環境保全地域を指定した。一方、適切な保護管理を実施するため、精度の高い科学的情報の蓄積が求められていることから、同地域の継続的な調査を実施する必要がある。				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 <里地里山> 里地里山などの生態系について地域の特性に応じた保全、維持管理の取組を進める目標は、今後も取り組む意義があるものであり、各地域が里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に取り組む際に活用できるツールとして、地域の活動を支援を進めるとともに、自然共生サイト認定に繋がるように進める。				
	【測定指標】	<世界自然遺産> 世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全することは世界遺産条約締約国の義務であるため、引き続き、国内の世界自然遺産登録地について、順応的な保全管理を推進する。 <自然再生> 過去に損なわれた自然について自然環境の保全・再生を推進する目標は、今後も取り組む意義があるものであり、引き続き、地域の多様な主体による自然再生の取組への支援や取組促進のための普及啓発を実施し、自然環境の保全・再生の推進を図る。 <地域支援> 生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで今後の保全活動の推進に繋げるという目標は取り組む意義のあるものであるため、引き続き、生物多様性保全推進支援事業については、地域の取組をより効果的に支援できるよう、一層の拡充を図る。 <国立・国定公園等> ・国立・国定公園について着実な見直しと適切な保護管理を進めるため、引き続き、国立・国定公園における自然環境等の情報を継続的に把握し、その情報を元にした適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進を図る。 ・引き続き、沖合海底自然環境保全地域について、適切な保護管理を実施するため、継続的にモニタリングを実施し、精度の高い科学的情報の蓄積を図る。				
学識経験を有する者の知見の活用	・自然再生専門家会議を開催し、自然再生事業実施計画の審査や今後の自然再生事業の推進に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。 ・国立・国定公園区域の見直し等に当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した自然公園等小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 ・世界遺産地域(／候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、有識者の知見を活用しつつ順応的な管理を実施した。		SDGs目標との関係	【主な目標】 自然再生事業は過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的としており、地域の多様な主体の参加により、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林、サンゴ礁などの自然環境を保全、再生、創出、又は維持管理することを求めている。自然再生事業を推進していくことで、目標13番「気候変動に具体的な対策を」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。		
				【副次的効果が期待される目標】 国立・国定公園においては、自然的社会的状況の変化を踏まえた定期的な公園計画の見直しを行い、それに基づく自然再生、利用調整、外来種対策、鳥獣管理等を実施し、適切な保護管理を図っている。 各世界遺産地域においては、管理計画に基づき、地域連絡会議及び科学委員会での議論を通じて地域の合意を図りながら、外来種対策、野生鳥獣管理、観光管理、河川再生、森林管理、気候変動対応等の諸課題に取り組んでおり、世界自然遺産の顕著で普遍的な価値(OUV)が保たれている。また、利用者対応のための普及啓発体制や子どもの自然体験活動の推進体制を強化することで、副次的に目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・環境省報道発表資料「自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について」 ・環境省報道発表資料「令和5年度生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)の採択結果について」					